

災害に起因するやむを得ない事情により住宅用家屋の新築工事が完了していない場合に、「災害に起因するやむを得ない事情により贈与を受けた日の属する年の翌年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了できなかったが、翌々年の3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みであることを約する書類で、新築予定時期の記載のあるもの」については、様式が特に定まっているわけではありませんが、参考のために一つの記載例を示せば、次のとおりです。

〇〇 税務署長 殿

私は、{ 災害に起因するやむを得ない事情 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響 }により令和〇年3月15日までに下記1の住宅用家屋の新築（新築に準ずる状態を含む。）ができませんでしたが、翌年3月15日までに住宅用家屋の新築工事が完了する見込みで、かつ、同日までに居住（居住できない場合には同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みです。

また、同家屋の工事の完了後、遅滞なく、同家屋（その敷地である土地等を住宅取得等資金で取得した場合にはその土地等を含む。）に関する登記事項証明書【※】（省エネ等住宅に該当する場合は住宅性能証明書等などの書類を含む。）を提出することを約します。

記

1 住宅用家屋の所在地

所在地 〇〇市△△町〇〇番地

2 新築工事の完了する予定時期 令和〇年△月×日

3 居住の用に供する予定時期 令和〇年△月□日

4 災害に起因するやむを得ない事情又は新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年3月15日までに当該住宅用家屋の新築ができなかったことを明らかにする書類として提出するもの

建築工事に係る工程表の写し

建設業者による工事遅延理由の説明書 など

例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、工期が見直しされた場合など

以上

令和〇年□月×日

住所 〇〇市△△町□□番地

氏名 〇〇 〇〇

【※】参考

次に掲げるいずれかの事項を税務署等に提供することにより、登記事項証明書の添付を省略することが可能となっています。

- (1) 土地にあつては、その土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びにその土地の地番
- (2) 建物にあつては、その建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びにその家屋番号
- (3) 不動産登記令第6条第1項に規定する不動産識別事項(不動産番号)

【新築用】

税務署長 殿

私は、{ 災害に起因するやむを得ない事情 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響 }により令和____年3月15日までに下記1の住宅用家屋の新築（新築に準ずる状態を含む。）ができませんでしたが、翌年3月15日までに住宅用家屋の新築工事が完了する見込みで、かつ、同日までに居住（居住できない場合には同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みです。

また、同家屋の工事の完了後、遅滞なく、同家屋（その敷地である土地等を住宅取得等資金で取得した場合にはその土地等を含む。）に関する登記事項証明書（省エネ等住宅に該当する場合は住宅性能証明書などの書類を含む。）を提出することを約します。

記

1 住宅用家屋の所在地

所在地 _____

2 新築工事の完了する予定時期 令和____年____月____日

3 居住の用に供する予定時期 令和____年____月____日

4 災害に起因するやむを得ない事情又は新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年3月15日までに当該住宅用家屋の新築ができなかったことを明らかにする書類として提出するもの

以上

令和____年____月____日

住所 _____

氏名 _____

【新築用】